

「〇〇〇〇〇〇実証実験」に関する協定書

〇〇〇〇〇〇〇 (以下、「甲」という。) と横浜市 (以下、「乙」という。) は、「〇〇〇〇〇〇実証実験」 (以下、「実証実験」という。) の実施に当たって、次のとおり協定 (以下、「本協定」という。) を締結する。

(趣旨)

第 1 条 本協定は、実証実験の実施に当たって、甲及び乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに取組みを進めていくために必要な事項を定めるものとする。

(実証実験目的の共有)

第 2 条 甲及び乙は、乙が持つ〇〇<行政課題の概要を記載>〇〇に対し、甲が実施する<または持つ>〇〇<ソリューション等の概要を記載>〇〇の有効性を確認し、課題の解決に関する検証を行う実証実験の目的を共有する。

(実証実験の概要)

第 3 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の実証実験を実施する。
なお、計画の変更が生じる場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

- (1) 実証実験名 〇〇〇〇〇〇〇実証実験
- (2) 実証実験内容 〇〇<実験の概要を記載>〇〇、〇〇〇〇〇〇
- (3) 実証実験実施期間 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
(取組み評価は、令和〇〇年〇月まで)

(役割及び責任分担等)

第 4 条 甲及び乙は、別紙の実施計画に基づき、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

実施項目	甲の役割	乙の役割
実証実験の計画及び実施管理	1 実験計画・目標の策定 2 甲の実施事項の計画と管理 3 計画実施の支援 4 〇〇システム整備の統括 5 経費に関する報告	1 実験計画・目標の策定 2 乙の実施事項の計画と管理 3 計画実施の総括、調整 4 実証の庁内業務フロー検討
〇〇システムの 実証環境の整備	1 〇〇システムの仕様検討 2 〇〇システムのカスタマイズ実施 3 〇〇システム環境の構築 4 必要機器・ライセンスの提供 5 〇〇〇〇〇の	1 〇〇システムの企画協力 2 〇〇システムの庁内研修会実施調整 3 〇〇〇〇〇の利用 4 〇〇〇〇〇の貸与、提供 5 〇〇〇〇〇への周知、広報
実証効果の検証	1 〇〇〇〇〇の 2 〇〇〇〇〇のヒアリング実施 3 フィット&ギャップ分析、報告 4 改善点や必要事項の整理及	1 〇〇〇〇〇の記録及び報告 2 〇〇〇〇〇のアンケート実施と報告 3 〇〇〇〇〇の助言 4 実証報告書の作成

	び提示 4 実証報告書案の作成	
取組みの評価等	1 評価実施 2 結果、評価のとりまとめ 3 結果、評価の公表	1 評価実施 2 結果、評価のとりまとめ 3 結果、評価の公表

- 2 甲及び乙は、前項に定めるもののほか、実証実験の実施途中に役割が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。
- 3 甲及び乙は、実証実験の実施途中に役割の項目及び分担に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(実証実験の進め方)

第5条 甲及び乙は、実施計画に基づき、実証実験に取り組む。

- 2 甲及び乙は、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に実証実験の適正な実施に努め、定期的に進捗状況の確認を実施し、必要に応じて実施計画の改善を図る。
- 3 甲及び乙は、実証実験の進捗の節目及び終了後に、取組みの評価を実施する。

(経費分担)

第6条 本協定にかかる必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、甲にあっては甲の役割に必要な経費を、乙にあっては乙の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担する。その他、実証実験に必要な物資、役務等はそれぞれが持つ資産の活用を図るものとする。

- 2 実証実験のために要した甲の経費のうち、乙が負担することが適当な経費について、1,000,000円を上限として、乙が負担することができる。
- 3 前項の負担については、甲と乙が協議を実施し決定した事項について、別途覚書を締結する。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第7条 実証実験を通じて新たに発生して得られた成果及び権利の帰属については以下のとおりとする。

- (1) 実証実験で甲及び乙が作成した、課題の解決に関する検証についての成果物（検証時に作成及び取得したデータ、検証結果等）及び知的財産権は、甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし実証実験の開始前に甲及び乙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りではない。
- (2) 前号の成果物については、実証実験期間終了後においても甲及び乙が事前に相手方の承諾を得られた場合、利用することができる。
- (3) 実証実験を通じて、甲の負担で提供または作成した〇〇<システム、アプリなど企業側に帰属する事項を想定>〇〇の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の知的財産権及び所有権は甲に帰属する。
- (4) 実証実験を通じて、甲及び乙の両者により新たに作成した〇〇<RPAやノーコードの設定、印刷物・マニュアル、市が導入済みシステムのカスタマイズ等を想定>〇〇の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の知的財産権及び所有権は甲及び乙の両者に帰属する。ただし実証実験の開始前に甲及び乙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りではない。また、使用方法については、発生にいたる経緯を踏まえ、双方で協議して定める。
- (5) 甲又は乙は、本協定によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、本協定の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、本協定にかかる締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。但し、甲及び乙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 甲は、実証実験における秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」(第12条及び第14条を除く)を遵守するものとする。なお特記事項中の「受託者」、「委託者」「委託業務」の文言についてはそれぞれ「甲」「乙」「協定の役割」と読み替え、「委託契約」及び「委託契約約款」の文言については「協定」と読み替えるものとする。

3 甲は、実証実験にあたり第4条に規定する役割の一部を委託する場合、本条第1項及び第2項の規定を、委託先においても遵守させなければならない。

(公開の原則)

第9条 実証実験に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲及び乙はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定書の締結の日から第5条第3項に定める取組みの評価が終了するまでとする。

(協定の解除)

第11条 甲及び乙は、甲又は乙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるときは、協定を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

甲	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (所在地) 〇〇〇〇〇 (団体名) 代 表 〇〇 〇〇	印
乙	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市 横浜市長 〇〇 〇〇	印

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)
横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。